

# 国立大学法人室蘭工業大学における研究インテグリティの確保に関する規則

令和6年1月10日  
室工大規則第9号

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性及び公正性をいう。

2 この規則において「研究者等」とは、本学において研究活動を行う全ての者（教員、技術職員、研究員、学生等）をいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

## (研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行うものとする。

## (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

## (研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、国立大学法人室蘭工業大学安全保障輸出管理規則（令和元年度室工大規則第11号）第9条に規定する輸出管理委員会（以下「輸出管理委員会」という。）、国立大学法人室蘭工業大学利益相反マネジメント規則（平成21年度室工大規則第11号）第4条に規定する利益相反マネジメント委員会（以下「利益相反マネジメント委員会」という。）、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則（平成26年度室工大規則第32号）第5条の2に規定する研究不正防止委員会（以下「研究不正防止委員会」という。）及び第13条に規定する研究インテグリティ専門委員会における研究インテグリティの確保に関する事項を相互調整するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) 輸出管理委員会、利益相反マネジメント委員会、研究不正防止委員会及び研究インテグリティ専門委員会からの報告に関する事項
- (6) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

## (委員会の組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 学長が指名する理事又は副学長 若干名
- (3) その他学長が必要と認めた者

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の委員の任期)

第11条 第8条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の委員会への出席)

第12条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(研究インテグリティ専門委員会)

第13条 委員会に、研究インテグリティに関する相談及び問い合わせ事項に対応するため、研究インテグリティ専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(専門委員会の組織)

第14条 専門委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 総務広報課長
- (5) 経理課長
- (6) 入試戦略課国際交流室長
- (7) 研究協力課長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第15条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門委員会の委員の任期)

第16条 第14条第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の専門委員会への出席)

第17条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(研究インテグリティ事務連絡会)

第18条 室蘭工業大学に、研究インテグリティに関連する事項の事務局各課間の定期的な情報共有及び連携を図るため、研究インテグリティ事務連絡会(以下「事務連絡会」という。)を置く。

2 事務連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(相談窓口)

第19条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、本学に、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口は、研究協力課長とする。

(事務)

第 20 条 研究インテグリティの確保に関する事務は、関係各課の協力を得て、研究協力課において処理する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則施行後、最初の第 8 条第 3 号及び第 14 条第 8 号の委員の任期は、第 11 条及び第 16 条の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。